令和2年度 指定管理業務 実績評価シート

作成年月日 令和3年6月10日

部課名 商工部商工労政課

施設名	弘前市まちなか情報センター
	市民及び観光旅行者に、各種地域情報並びに交流及び休息の場を提供することにより、中心市街地ににぎわいを創出し活性化を図るため。
所在地	弘前市大字土手町94番地1
指定管理者名	公益社団法人 弘前観光コンベンション協会
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

1 事業計画の実施状況

事業計画の基本方針を理解しながらも、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、指定事業の一部内容を変更して実施するなど、事業計画に沿って可能な範囲で事業を実施している。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液の設置やテラスの机・イスの間引きによるソーシャルディスタンスの確保など利用者が安心して利用できるよう努めている。

2 自主事業の実施状況

「親子で参加!やってみよう体験教室」事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止とし、代替事業として「弘前公園写真コンテスト」を実施している。その他事業は、感染対策を講じたうえで計画どおり実施されている。

3 市民サービス向上のための取組状況

来館者の新型コロナウイルス感染症の感染不安を払拭するために、消毒液の設置やテラス席の間引き、インターネットパソコンの使用時間の制限等に取り組んでいる。

非接触を推進するために、クレジットカードなどの非接触型決済の設備を導入した。

4 市民ニーズの把握の実施状況

アンケート調査を実施し、市民ニーズの把握に努めている。パソコン利用者へアンケートの協力を求めるなど回収率向上に向けた施策を実施している。

5 施設の利用状況(利用者数、稼働率など)

令和2年度入館者数は21,882人となり令和元年度の58,876人と比べ36,994人減(前年比37.2%)と大きく減少した。

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休館(4/20~5/17)や各種イベントの中止、観光客の減少、外出自粛などにより来館者が大きく減少したものと思われる。

6 指定管理業務の収支状況

令和2年8月に令和元年度分の委託費支払い漏れの事案が発生したが、以後については、反省点を 踏まえ計画的な予算執行に努めており、改善されている。

7 実地調査の結果

施設の管理・運営は適正に実施されている。

8 成果指標の達成度

令和2年度入館者21,882人÷<u>目標入館者数47,200人×100=達成率46.3%</u>

9 評価

(1) 指定管理者の自己評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	В	条例・運営規則・協定書・基準書の法 令等の遵守、報告書等の提出物は期 日内の提出の徹底	
施設の管理	В	施設の不具合は担当課に相談し、随時対応した	
経理の状況	С	指定管理事業は概ね適正に実施したが、一部、支払漏れが発覚した	業務推進計画表に基づく 進捗状況・委託料等の支 払いの確認作業の実施
団体の財務状況	В	公益社団法人として適切な運営の実 施	

(2) 市の指定管理者に対する評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	В	新型コロナウイルス感染症拡大により、中止となった事業の代替事業の実施や、非接触型決済設備の導入など 状況に応じた対応ができている。	引き続き、円滑な施設の 運営に努めていただく。
施設の管理	В	施設内外の環境整備や維持管理を徹底するとともに、消毒液の設置や換気などコロナ対策も適切に実施している。	開館から15年が経過しており、今後経年劣化等による修 増箇所が増える恐れがある ため、一層の注意を要する。
経理の状況	С	令和2年4月に処理すべき前年分の委託料支払いについて、処理漏れが発覚。以後は改善され適正に処理されている。	引き続き適切な経理の実 施に努めていただく。
団体の財務状況	В	指定管理者として適切に運営してい る。	引き続き適切な運営に努 めていただく。

【評価の視点】

評価区分	評価の視点
施設の運営	法令等の遵守、使用許可、市の指定事業、付随業務、自主事業、公平性、職員配置・研修、開館時間・休館日、職員の接遇、利用者ニーズの把握・反映、事業計画の実施状況、業務報告など
施設の管理	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理、個人情報の管理、文書等の管理、備品等の管理、緊急時対策、災害対策など
経理の状況	帳票等の整備、経理の区分、収支状況、経費の削減、帳簿等の保管状況など
団体の財務状況	安定的な施設の管理が可能な経理的基盤を有しているか

【評価の基準】

А	協定書・基準書等の内容を超える管理運営が行われたと判断できるもの (適正な管理運営に加えて、更なる取組みや成果があると評価できるもの)
В	協定書・基準書等の内容を概ね適正に実施していると判断できるもの (軽微な改善点はあったが、速やかに改善されているもの)
С	協定書等の内容に対して改善点はあったが、適切な改善策が講じられているもの
D	協定書等の内容に対して不履行があるものや、改善がなされていないもの があるもの

※「団体の財務状況」の評価基準口

В	問題がない
С	今後に注意を要する
D	早急な改善を要する